

# 学校いじめ防止基本方針（いじめ防止対策計画）

田村市立大越中学校

□はじめに

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。大越中学校としての基本的な認識を明確にし、問題を抱える生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進め、生き生きとした学校生活を送れるようにしていかなければならない。そのために次の4点について共通認識のもと、実践を図っていききたい。

- 1 いじめについての基本的な認識
- 2 いじめを未然に防止し、いじめを生じさせないための学校作り
- 3 いじめの早期発見と早期対応の視点
- 4 学校の指導体制と保護者との連携

## 1 いじめについての基本的な認識

### (1) いじめとは

■（定義）いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの状況は、子どもの様態や行為、その頻度、子ども同士の関係などから次のようにとらえる。

- ①子ども同士が対等の関係ではなく、いじめられる者を弱い立場に追いやる。  
・「弱い子」だけがいじめにあうのではない。
- ②心理的・身体的・物理的に苦痛を伴う攻撃を加える。この苦痛の程度は受けるものによって異なる。
- ③いじめには、加害者、被害者の関係だけでなく、観衆（はやし立てる、おもしろがってみる）、傍観者（見て見ぬ振りをする）がいる場合がある。

### (2) いじめに対する視点

■いじめは、かけがえのない子どもの命を奪うことがあるだけでなく、いじめに関わった全ての子どもの人間形成に多大な影響を与え、人と人との関係を破壊しかねない深刻な問題である。

- ①いじめを単なるけんかやトラブルとして受け止めず、人権侵害、差別の問題として受け止める。
- ②「いじめられる側にも問題がある」という見方をしない。
- ③いじめであるか否かは、被害者の受け止め方で判断する必要がある。
- ④いじめを未然に防止することや、いじめを早期に解決することは、子どもの成長・発達にとって極めて重要な問題として受け止める必要がある。

## 2 いじめを未然に防止し、いじめを生じさせないための学校作り

### (1) 子どもの心を受け止める感性

■子どもとともに活動することを通して、子どもと感動を共有し子どもの側に立って理解を深めることが大切である。自分の心が子どもに向かって開いているか、もう一度考えてみる。

### (2) 相手に共感する子どもの心

■子ども同士が相手を受け入れ相手に共感する心は、子どもの成長過程での豊かなふれあいを通して培われる。学級の中に、自分の思いや考えを自分の言葉で素直に語り合える場を作り出し、一人一人の思いや考えを学級の全ての子どもがしっかりと受け止めようとする姿勢を育てることで、心豊かな関わり合いを学級の中に根付かせる。

### (3) みんなが協力して行う活動と体験の場

- 全ての教育活動、特に特別活動などの様々な機会をとらえて、子どもが主体的・創造的に活動し、関わり合いを深める経験を実践させる。また、子ども同士が力を合わせて成し遂げる喜びを味わうことができる機会と場面を作る。

(4) 信頼感と安心感に根ざした学級作りの推進 ※「いじめをなくす教師の役割」による

**3 いじめの早期発見と早期対応の視点**

(1) 早期発見・早期対応

■子どものサイン

- ①日常の行動や生活の様子を注意深く観察し、生徒との心のチャンネルを形成するなど、深い信頼関係を築く。
- ②生徒の生活実態の把握に努め、いじめを見つけるための積極的な取り組みを行う。
- ③子どものサインを受け止める時は、次のような認識に立つ。
  - ・いじめる側の子どもたちはいじめの自覚がなく、単なる遊びのような気持ちでいることが多い。
  - ・いじめは隠れたところで行われる。
  - ・いじめられる側の子どもは、いじめの事実を訴えにくい心理的状況にある。

■早期対応

- ①子どもや保護者からの訴えはもちろん、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員間で情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ②いじめを受けている子どもの心理的圧迫をしっかりと受け止め、当事者だけでなく、その友人関係など多方面からの情報収集を通して、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ③いじめられている子どもからの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。
- ④いじめかなと思ったときは、「いじめはどこにでもある」と考え対処する。
  - ・全体像を正しくつかむ。
  - ・指導を開始する時期を逃さない。
  - ・「いじめられている側にも問題がある」という言い分は、いじめを正当化し解決を困難にするものなので取り上げない。
  - ・いじめ情報の通報者が被害にあわないように配慮し、傍観者への働きかけを並行して行う。

1 いじめ等の情報をキャッチ

- ・いじめ等が疑われる言動を目撃
- ・生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・生徒や保護者からの訴え
- ・アンケートから発見
- ・同僚からの情報提供

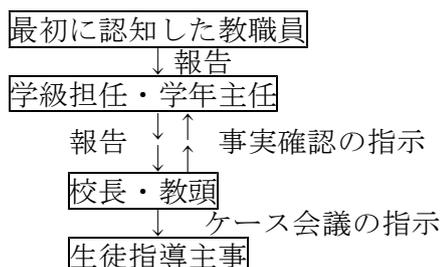
※情報をつかんだ時点での留意点

- ①独断せず、解決を焦らない。
- ②必ず報告する。(迅速に)

※学級担任等の留意点

- ①自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとしなない。
- ②指導力が否定されたと思ひ込まない。
- ③解決を焦らない。

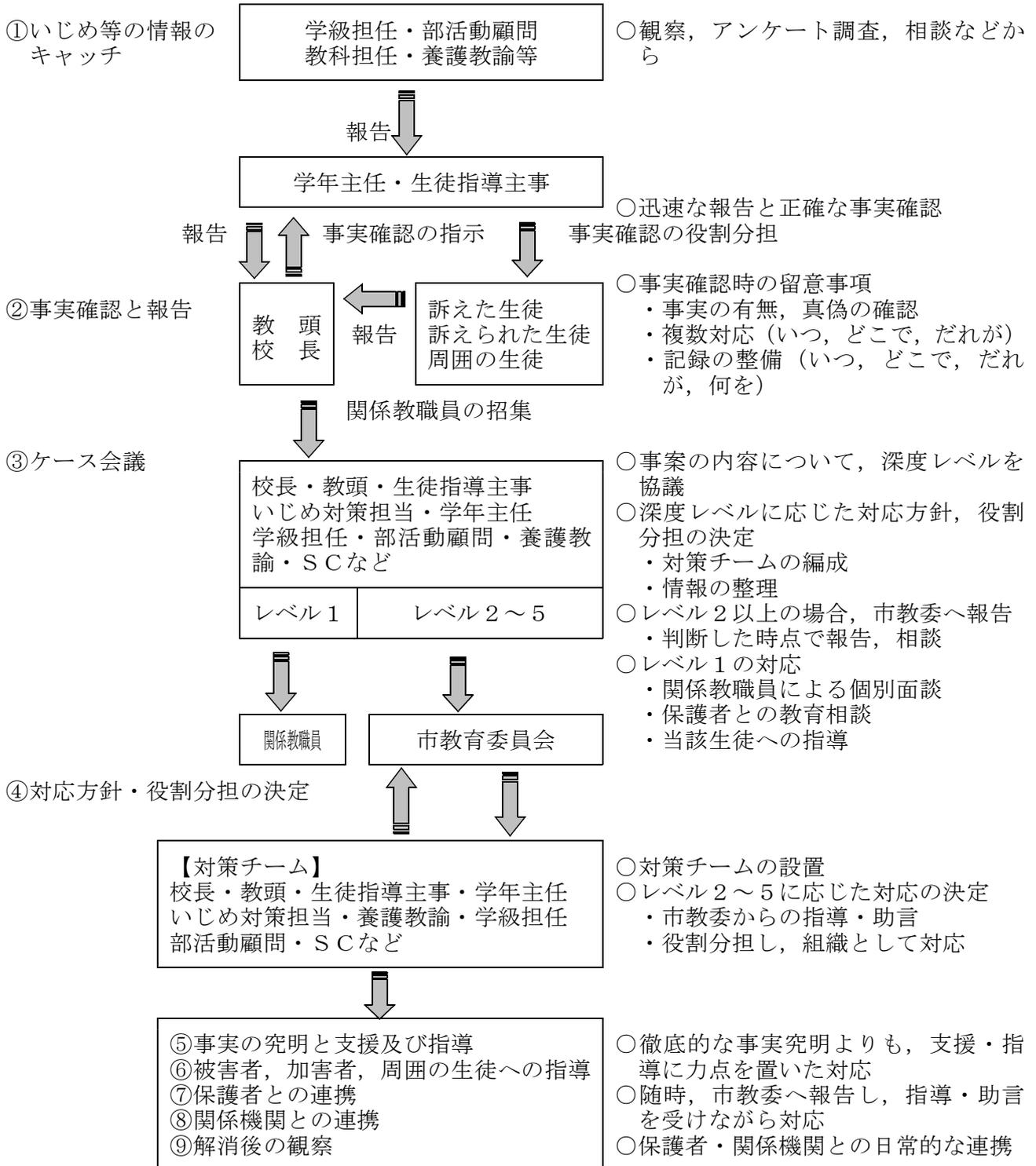
2 迅速な報告と事実確認



※事実確認と報告での留意点

- ①事実の有無・真偽について、訴えた生徒、訴えられた生徒、周囲の生徒に対し聞き取り調査を役割分担して行う。
- ②聞き取りの際は複数の教師で行う
- ③調査した人物・場所・時間、調査内容(いつ・どこで・だれが・何を)の記録をとる。

◇いじめ等の発見から解決までの流れ（フローチャート）◇



※いじめ等の深度レベル

レベル	いじめ等の状況
1	学習や生活の様子，人間関係に目立った変化は見られないが，本人がいじめられたと感じている。
2	孤立するなど人間関係に望ましくない状況が見られる。学習意欲の低下や欠席が目立つなどの学習・生活の様子に顕著な変化が見られる。
3	保健室登校など，不登校傾向にある。成績不振や部活動への不参加など，著しい活動意欲の低下が見られる。
4	引きこもりなど，本人との面談ができない状況にある。暴力，恐喝，脅迫等により身体的・精神的に深刻な苦痛や被害が生じている。
5	自殺未遂，自殺に陥る。

## (2) いじめられている子どもへのケア

### ■いじめられている子どもの心理

- ①子どもの問題を親や教師に訴えることは、子ども社会の暗黙のルールを破るものとして、仕返しが恐ろしいと思っている。
- ②自分にも原因があると思い、それを認めることはプライドが許さないという思いから、いじめられていないように振る舞うことがある。
- ③訴えた結果、親や教師の行動や指導が逆効果となり、前にもまして悪い状況になると予測し、訴えることを戸惑っている。
- ④たとえ間違ったことでも、多くの子どもに支持されてしまえばそれが集団のルールとなる。仲間でありたいという気持ちから、訴えないことで仲間関係を維持しようとする。

### ■いじめられている子どもの訴えを受け止めるポイント

- ①いじめられている子どもの心理を理解し、子どもの立場に立って受け止める。
- ②話をせかせることはせず、うなずきながら子どもの言葉を繰り返していく。
- ③訴えを十分に聞き取ってから、いじめの事実を整理し確認するとともに、今まで子どもなりに努力してきた事を認め支持する。
- ④いじめに立ち向かえない気持ちを理解し、性急に聞き出そうとはせず、じっくり時間をかけて共感的な態度で話を聞く。

## (3) いじめている子どもへの指導

### ■いじめの動機やいじめている子どもの心理

- ①友人関係をうまく作れない子どもが、友人・仲間を求めている。
- ②欲求不満、イライラをはらしたり、相手の言動に対して反発・報復したりする。
- ③相手をねたみ、引きずりおろそうとする嫉妬心がはたらいている。
- ④相手を思い通りに、支配しようとしている。
- ⑤遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとしている。
- ⑥感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくないなどの嫌悪感がはたらいている。
- ⑦強い者に追従したり、数の多い側に入っていたいと思う気持ちがはたらいている。

### ■いじめる側の子どもの指導のポイント

#### ①いじめる側の子どものサイン

- ・グループを作っていることが多く、子ども同士の不自然な上下関係が見られる。
- ・グループの中で命令的な言葉遣いが多くなる。
- ・特定の子どものわざとよけたり、軽蔑したあだ名で呼んだりする。
- ・小さな失敗や、何でもない言動をはやし立てる。
- ・わがままな言動、不合理な主張を当然のようにしている。
- ・不自然に持ち物が増えたり、お金の使い方が荒くなったりする。

#### ②いじめる子どもを指導するときの留意点

- ・いじめ行為を制止する一方で、日常生活に対する不満や不適応感など、鬱積している感情を受け止める。
- ・自己表現や対人関係の能力の向上を図るよう援助する。
- ・いじめている子どもの心理を一面的に捉えて一斉に指導するのではなく、一人一人の心理を受け止めながら個別の指導に当たる。
- ・子どもたちの集団の中ではたらく心理を理解し、内面に持っている規範意識を行動に結びつけていく。
- ・いじめの非人間性やいじめが他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるよう根気強く指導する。

## (4) いじめの周囲にいる子どもたちへの指導

### ■周囲の子どもの心理

- ①いじめをとめることができなかつたり、黙っていたりしている子どもたちは、「見て見ぬふりをする」行動を選ばざるを得ない心理状況にある。
- ②いじめはなくならないという無気力感にとらわれたり、いじめ問題に関わりたくないと思っている。
- ③いじめをとめようと行動を起こすと、自分がいじめの対象になることを恐れている。
- ④集団の遊びの中で、いじめかふざけかの区別が付かず、いじめをふざけだと思っている。
- ⑤いじめられる子どもに非があるので、仕方がないと思っている。

⑥いじめている子どもが仲良しなので、とめられずに黙っている。

■周囲の子どもへの指導のポイント

- ①教師が断固としていじめを許さず、いじめの解決に向けて積極的な姿勢を示す。
- ②いじめと思われる行動の一つ一つを取り上げ、「けんか」や「もめ事」とは違うことを具体的に指摘しわからせる。
- ③いじめられている子どもの痛みを思って、いじめをとめる勇気を出すことの大切さを伝える。

## 4 学校の指導体制と保護者および関係機関との連携

### (1) 学校の指導体制

■いじめの問題については、その件数が多いか少ないかの問題以上に、いじめが生じた時に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができるかが重要であることを肝に銘じる。

- ①全ての教職員が子どもたちを見ていくという気構えを持ち、校長を中心とした協力体制を整え、組織的に解決に当たる。
- ②訴えや情報に適切に対応するため、担任一人がかかえ込まず、解決に至るまで組織的にフォローを行うと共に、校長に適切な報告等がされるようにする。

### (2) 保護者との連携

■いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならない。

- ①学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者に報告し、適切な連携を図る。保護者から訴えを受けた場合は、謙虚に耳を傾け組織的に対応する。
- ②学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等の情報については、積極的に公表し、保護者の理解や協力を求めると共に、各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるようにする。
- ③日頃から子どもや学校の情報を保護者に提供し、信頼関係を築いていくと共に、実際にいじめが生じた場合には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保するように努める。

### (3) 関係機関との連携

- ①深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ②日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。
- ③連携を必要とする状況関係機関

【市教育委員会】

- ・いじめの発見状況の報告
- ・対応方針についての相談
- ・指導方針や解決方法についての相談
- ・子どもや保護者への対応方法の相談
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケア

【児童相談所・警察】

- ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件の発生

【医療機関】

- ・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている場合

## 5 いじめ防止年間指導計画

月	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	【いじめ防止対策委員会全体会】 【生徒指導全体協議会】	【あいさつ運動・年間】 【学級開き】 【学習旅行】 【修学旅行】 【部活動・年間】 【学校緑化活動・年間】	【保護者会】 【家庭訪問】
5月	【生徒指導委員会】	【Q-U検査】	【家庭訪問】
6月	【生徒指導委員会】	【いじめアンケート】 【二者面談】 【職場体験】 【高齢者疑似体験】 【地域行事参加】	
7月	【生徒指導委員会】	【芸術鑑賞教室】 【思春期講話】 1年 【防犯教室・情報モラル】	【保護者会】
8月	【生徒指導委員会】		
9月	【生徒指導委員会】	【地域行事参加】	
10月	【いじめ防止対策委員会全体会】 【生徒指導委員会】	【校内文化祭】 【地域清掃】 【地域行事参加】 【Q-U検査】 【遠足・芋煮会】	
11月	【生徒指導委員会】	【いじめアンケート】 【思春期講話】 2年	【教育相談】
12月	【生徒指導委員会】	【球技大会】	
1月	【生徒指導委員会】		
2月	【いじめ防止対策委員会全体会】 【生徒指導委員会】	【思春期講話】 3年	【保護者会】
3月	【生徒指導委員会】 【小学6年担任等との情報交換】	【卒業式】 【修了式】 【離任式】	

- ・ 4月の保護者会で、いじめ防止に関する学校基本方針について保護者に説明し、理解を得る。
- ・ 4月の全体会では全職員で要配慮生徒の情報や対応について共通理解を図る。
- ・ 年間を通して生徒指導委員会はいじめ防止対策委員会を兼ねて実施する（SCも交える）。
- ・ 地域行事には積極的に参加させ、地域住民との交流を図る。
- ・ 入学前に大越小学校と、新入生についての情報交換をする。
- ・ 生徒の活動には、どの行事にも生徒の自己存在感・自己有用感の伸長を、共通の目的に含める。